

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	壁面線を超える歩廊の柱等の建築許可						
根拠法令等及び条項	建築基準法第47条ただし書						
標準処理期間	<table border="1"> <tr> <td>根拠条項</td><td>未設定</td></tr> <tr> <td>設定等年月日</td><td>平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更</td></tr> <tr> <td>標準処理期間</td><td>日</td></tr> </table>	根拠条項	未設定	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	標準処理期間	日
根拠条項	未設定						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
標準処理期間	日						
	<table border="1"> <tr> <td>根拠条項</td><td>建築基準法第47条ただし書</td></tr> <tr> <td>参考事項</td><td>建築基準法第46条</td></tr> <tr> <td>設定等年月日</td><td>平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更</td></tr> </table> <p>【 基 準 】</p> <p>処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難である。</p>	根拠条項	建築基準法第47条ただし書	参考事項	建築基準法第46条	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	建築基準法第47条ただし書						
参考事項	建築基準法第46条						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
審査基準							